

訪問介護サービス及び
府中市介護予防・日常生活支援総合事業による
国基準及び市独自基準訪問型サービス

重要事項説明書

うらら多磨ホームヘルプサービス

社会福祉法人多磨同胞会

1. 利用日および相談窓口

営 業 日	日曜日から土曜日
営 業 時 間	8時30分～17時30分
休 日	なし
相 談 電 話	042-367-8803
相談対応時間	営業時間（8：30～17：30） ※その他時間も相談対応可
担当者	事業責任者または訪問介護員等

2. 事業所の概要

(1) 概要

事 業 所 名	うらら多磨ホームヘルプサービス
所 在 地	府中市多磨町2-56-2
事 業 所 長	管理者
指 定 番 号	1373802923
指 定 年 月 日	平成25年8月1日
建 物 の 構 造	鉄骨造（耐火建築物）地上2階
施 設 設 置 者	社会福祉法人 多摩同胞会
施 設 運 営 者	社会福祉法人 多摩同胞会
法 人 の 概 要	別添パンフレット参照

(2) 主な職員の配置状況

職 種	専従	兼務	小計
管理者（従業者と兼務）		1名	1名
サービス提供責任者	1名	(1名)	1名(+1名)
訪問介護員等	9名	2名	11名
合計	10名	3名	13名

※兼務の管理者とサービス提供責任者は同一人物

※保有資格:介護福祉士、ヘルパー2 級及び府中市介護予防・日常生活支援総合事業講習受講者等事業所運営基準法令に基づく資格保有

※【別紙1】訪問介護事業所当年度職員配置及び担当者詳細参照

(3) 主な設備

居室・設備の種類	客 室	備 考
ヘルパーステーション	1 室	23.78 m ²

3. 提供サービス

訪問介護サービス及び訪問型サービス

①介護保険法の居宅サービスのうち、訪問介護サービス、基本サービスおよび加算サービス及び府中市介護予防・日常生活支援総合事業のうち、訪問型サービスを提供する。

- ②居宅サービス計画の利用目的に基づき、本人もしくは家族との確認・同意を得て、訪問介護個別援助計画に基づいたサービスを提供する。

4. 訪問介護サービス利用詳細

- (1) 利用内容および具体的な対応については、「訪問介護個別援助計画書」に記載する。計画書は、利用開始日前までに利用者および代理人に説明と同意を得る。
- (2) 利用者および代理人は利用中止、休止の場合、事業者知らせる。
- (3) 利用者の都合により、訪問介護サービスの利用が3ヶ月以上なかった場合、あらためて再開時、重要事項を説明し、同意を得る。
- (4) 介護保険によるサービスのみでは日常生活に支障が生じる方を対象に、府中市の定めに基づき市独自の「高齢者ホームヘルパー派遣事業」、また自費負担によるサービスを提供する。
- (5) やむを得ない事情がある場合の鍵の預かりなどについては、管理者の立ち会いのもと預かり証を発行し、保管場所はうらら多磨事務所内所定場所とする。
- (6) 「訪問介護計画書」に基づく買物代行に当たり、金銭を預かる場合は買い物代行伝票を持って清算する。
- (7) 利用者の体調不良、天災・天候等の理由により、事業者は居宅介護支援事業所と協議し、サービスを中止する場合がある。

5. 利用料および支払い

(1) 利用料

- ・訪問介護サービス利用料（基本利用料）

「利用合計単位（月利用回数、加算ごと回数）×給付率適用＝合計額」の本人負担額

【引用】指定訪問介護兼訪問型サービスうらら多磨ホームヘルプサービス運営規程【別紙】事業の利用料金表

(2) 支払い

利用料は利用翌月 10 日までの介護保険請求処理後、利用請求書を持って納入通知および利用額を請求する。請求書に記載された納入期限日まで金融機関の指定口座に納入する。

以下の方法から納入し、納入通知書の領収書を持って領収を証明する。

- ① 自動引き落とし
- ② 指定口座への振り込み

6. 個人情報保護および損害賠償

(1) 個人情報保護

本法人個人情報管理規程に基づき、当事業所の職員は、サービス提供をする上で知りえた利用者およびその家族の情報について、正当な理由なく第三者に漏らさない。このことは、契約終了後も同様に継続する。

また、預かっている個人情報は、取り扱いに注意すると共に損失・紛失が無いように安全に管理する。なお、サービス提供に関する必要な個人情報は、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・自治体等との間で使用する場合は、同意を得てからの使用とする。【別紙 2】個人情報の使用目的・個人情報提供同意書参照

(2) 損害賠償

本事業運営規程第 19 条に基づき、提供するサービスにともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

7. 苦情対応

利用者および家族からの苦情については、社会福祉法人多摩同胞会苦情対応規程（以下苦情対応規程）に基づき、迅速な対応および再発防止に努める。一連の流れ（苦情対応規程の「苦情解決制度の流れの概要」）を全職員が周知し、適切な苦情対応を実施する。他、日常的な苦情までには至らない意見、要望、疑問等の把握を定められた会議等で報告・確認をする。

【別紙 3】 訪問介護事業所苦情対応一覧及び【別紙 4】 訪問介護事業所苦情解決システム参照

8. 社会福祉法人多摩同胞会ハラスメント防止規程に基づき、迅速な対応および再発防止に努める。一連の流れ（ハラスメントに関する相談・苦情対応フローチャート）を全職員へ周知し、適切な対応を実施する。常に責任者および部署責任者は職場環境の透明性を確保しながら、相談、意見、要望を、疑問等の把握を行い定められた会議等で報告、確認する。

9. 事故対応

事故が発生した場合、迅速に対応するとともに、できるだけ早く家族と居宅介護支援事業所および保険者に連絡する。また、日頃から危険因子となる事項を察知し、事故防止対策に努める。

10. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画「消防計画・BCP」を策定するとともに、利用者に対しては、定期的に避難やそのほか必要な訓練を行い、あわせ地域住民との連携のもと協力体制を確保したうえで、合同訓練等行うこととする。

11. 感染症対策

事業所の感染症マニュアルに沿って手洗い等、活動室内、備品の消毒の徹底に努め、感染症発生時には速やかに感染症対策会議・委員会を立ち上げ対応に努める。

12. 人権擁護・虐待防止

虐待防止のための指針を策定したうえで、委員会を隔月で開催し、話された結果をもって委員会委員が全体へ周知し、人権の擁護、虐待防止のための研修を計画し、計画に沿って実施する。事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを府中市に通報し、府中市が行なう虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

13. 福祉サービス第三者評価

当該事業においては、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業所に公表するため、福祉サービス第三者評価を受審している。評価結果については、【とうきょう福祉ナビゲーション】から検索することができる（別紙 5 参照）。

14. 地域との連携及び交流

地域の拠点である施設併設の事業所として、地域資源（個人、各団体等）を多く受け入れ、資源の活用と利用者との交流を深める場として広く連携を図ることとする。

15. 認知症ケアの推進

東京都認知症介護実践者研修・東京都認知症介護基礎研修の受講を利用者のサービス向上を目的（認知症の人の尊厳確保）に実施する。

以上の内容について説明者_____が説明し、同意を得たので、事業者（甲）利用者（乙）双方にて確認します。

同意・確認日 年 月 日

（甲） 事業所名 社会福祉法人 多摩同胞会
 うらら多磨ホームヘルプサービス

住 所 東京都府中市多磨町 2-56-2

管 理 者 _____ (印)

（乙） 利用者名 _____ (印)

住 所

(代 理 人 名) _____ (印) (続柄) :)

住 所

うらら多磨ホームヘルプサービス料金表

1. 訪問介護費

	利用時間	単位数	利用料金 円 (× 11.05)	自己負担金 1割 円	自己負担金 2割 円	自己負担金 3割 円
身体介護	20分未満	163	1,801	181	361	541
	20分以上30分未満	244	2,696	270	540	809
	30分以上1時間未満	387	4,276	428	856	1283
	1時間以上1時間30分未満	567	6,265	627	1253	1880
	1時間30分超えて30分増すごとに	+82	906	91	182	272
生活援助	20分以上45分未満	179	1,977	198	396	594
	45分以上	220	2,431	244	487	730

※夜間又は早朝（18：00～22：00 6：00～8：00）の場合 上記単位数の25％増

※深夜（22：00～6：00）の場合 上記単位数の50％増

訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数の200％増

【その他の加算】

	単位数	利用料金 円 (× 11.05)	自己負担金 1割 円	自己負担金 2割 円	自己負担金 3割 円
初回加算 1回につき	+ 200	2,210	221	442	663
緊急時訪問介護加算 1回につき（身体介護について算定）	+ 100	1,105	111	221	332
生活機能向上連携加算Ⅰ 1月につき	+ 100	1,105	111	221	332
生活機能向上連携加算Ⅱ 1月につき	+ 200	2,210	221	442	663
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	算定した単位数の22.4％に相当する単位数				

※同一建物減算適用あり

うらら多磨ホームヘルプサービス料金表

2. 府中市国基準訪問型サービス

	単位数	利用料金 円 (×11.05)	自己負担金 1割 円	自己負担金 2割 円	自己負担金 3割 円
訪問型サービスⅠ 週1回程度の利用が必要な場合	1,176	12,994	1,300	2,599	3,899
訪問型サービスⅡ 週2回程度の利用が必要な場合	2,349	25,956	2,596	5,192	7,787
訪問型サービスⅢ (Ⅱ) を超える利用が必要な場合	3,727	41,183	4,119	8,237	12,355

【その他の加算】

	単位数	利用料金 円 (×11.05)	自己負担金 1割 円	自己負担金 2割 円	自己負担金 3割 円
初回加算 1回につき	+200	2,210	221	442	663
生活機能向上連携加算Ⅰ 1月につき	+100	1,105	111	221	332
生活機能向上連携加算Ⅱ 1月につき	+200	2,210	221	442	663
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	算定した単位数の22.4%に相当する単位数				

※同一建物減算適用あり

うらら多磨ホームヘルプサービス料金表

3. 府中市市基準訪問型サービス

	単位数	利用料金 円	自己負担金 1割 円	自己負担金 2割 円	自己負担金 3割 円
訪問型サービスⅠ 週1回程度の利用が必要な場合 府中市指定研修修了者	952	10,519	1,052	2,104	3,156
訪問型サービスⅠ 週1回程度の利用が必要な場合 訪問介護員等	1058	11,690	1,169	2,338	3,507
訪問型サービスⅡ 週2回程度の利用が必要な場合 府中市指定研修修了者	1,903	21,028	2,103	4,206	6,309
訪問型サービスⅡ 週2回程度の利用が必要な場合 訪問介護員等	2,114	23,359	2,336	4,672	7,008
訪問型サービスⅢ (Ⅱ)を超える利用が必要な場合 府中市指定研修修了者	3,019	33,359	3,336	6,672	10,008
訪問型サービスⅢ (Ⅱ)を超える利用が必要な場合 訪問介護員等	3,354	37,061	3,707	7,413	11,119

【その他の加算】

	単位数	利用料金 円 (×11.05)	自己負担金 1割 円	自己負担金 2割 円	自己負担金 3割 円
初回加算 1回につき	+200	2,210	221	442	663
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	算定した単位数の22.4%に相当する単位数				

※同一建物減算適用あり

裏面

個人情報提供同意書

年 月 日

うらら多磨ホームヘルプサービス
管理者宛

このたび私が、うらら多磨ホームヘルプサービスから訪問介護サービス・訪問型サービスを利用するにあたり、個人情報提供について担当者から十分に説明を受け、了解しましたので同意致します。

同意内容 関係機関等との連携において、情報の共有を目的に「利用者の個人情報」および「当該家族の個人情報」を提供すること。
裏面内容に関して同意致します。

同 意 者 氏 名 _____ 印

生年月日(明治・大正・昭和) 年 月 日

住 所 _____

電話番号 _____

代 理 人 氏 名 _____ 印

家族代表者氏名 氏 名 _____ 印

【別紙1 個人情報の使用目的 個人情報提供同意書】

個人情報の利用目的

1 訪問介護および訪問型サービスの提供

- ① 訪問介護および訪問型サービスの提供
- ② 関係機関等との連携（サービス担当者会議等）
- ③ 介護支援専門員等への照会
- ④ サービス利用に必要な家族の個人情報に関する事

2 介護給付費請求のための事務

- ① 介護保険等に関する事務、及びその委託
- ② 審査支払機関等への介護報酬請求書類の提出
- ③ 審査支払機関等または保険者からの照会への回答
- ④ 介護給付費請求のための利用

3 管理運営業務

- ① 保険者等への事故等の報告
- ② その他、管理、運営業務に関する利用

4 サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

5 東京都等外部機関からの照会への回答

6 医療関係機関からの問い合わせに関する回答

- * 上記のうち、他の関係機関等への個人情報の提供に同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけただけのものとして取り扱わせていただきます。
- * これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

【別紙 1】訪問介護事業所当年度職員配置及び担当者詳細

2025 年 4 月 1 日現在

1. 2024 年度訪問介護職員配置

職 種	専 従		兼 務		合 計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理者（従業者と兼務）			1 名		1 名
サービス提供責任者	1 名		(1 名)		1 名 (+1 名)
訪問介護員等	0 名	9 名	0 名	2 名	11 名
合 計	1 名	9 名	1 名	2 名	13 名

2. 担当者一覧

担 当 業 務	担 当 者
管理者兼 サービス提供責任者	高野幸枝
サービス提供責任者	桑野芳枝
訪問介護員等	松村 百合子 他 10 名

【別紙 3】 うらら多磨ホームヘルプサービス苦情対応一覧

記録管理根拠：社会福祉法人多磨同協会苦情対応規程（平成 22 年 2 月 1 日施行）

様式 1 苦情申出書（苦情申出人）

様式 2 苦情受付・経過記録書（苦情受付担当者記入）

様式 3 苦情受付報告書（第三者委員から苦情申出人）

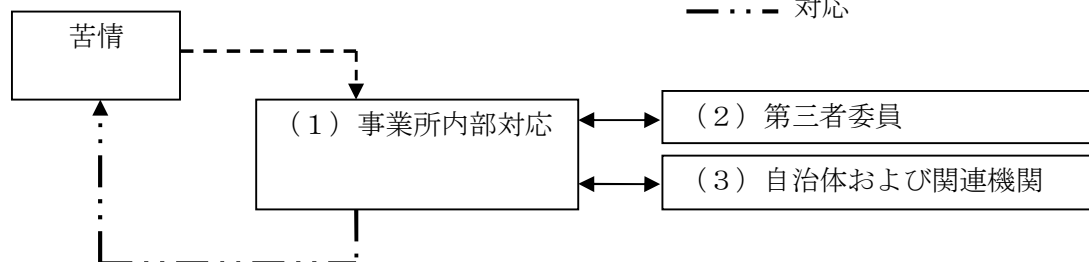
様式 4 改善結果（状況）報告書（苦情解決責任者から苦情申出人、第三者委員）

※日常的によせられる意見・要望等については「業務改善申出書」により受け付ける。

＜苦情対応の流れ＞

※凡例

- - - - - 発生
 ——— 報告・調整
 — . . . 対応

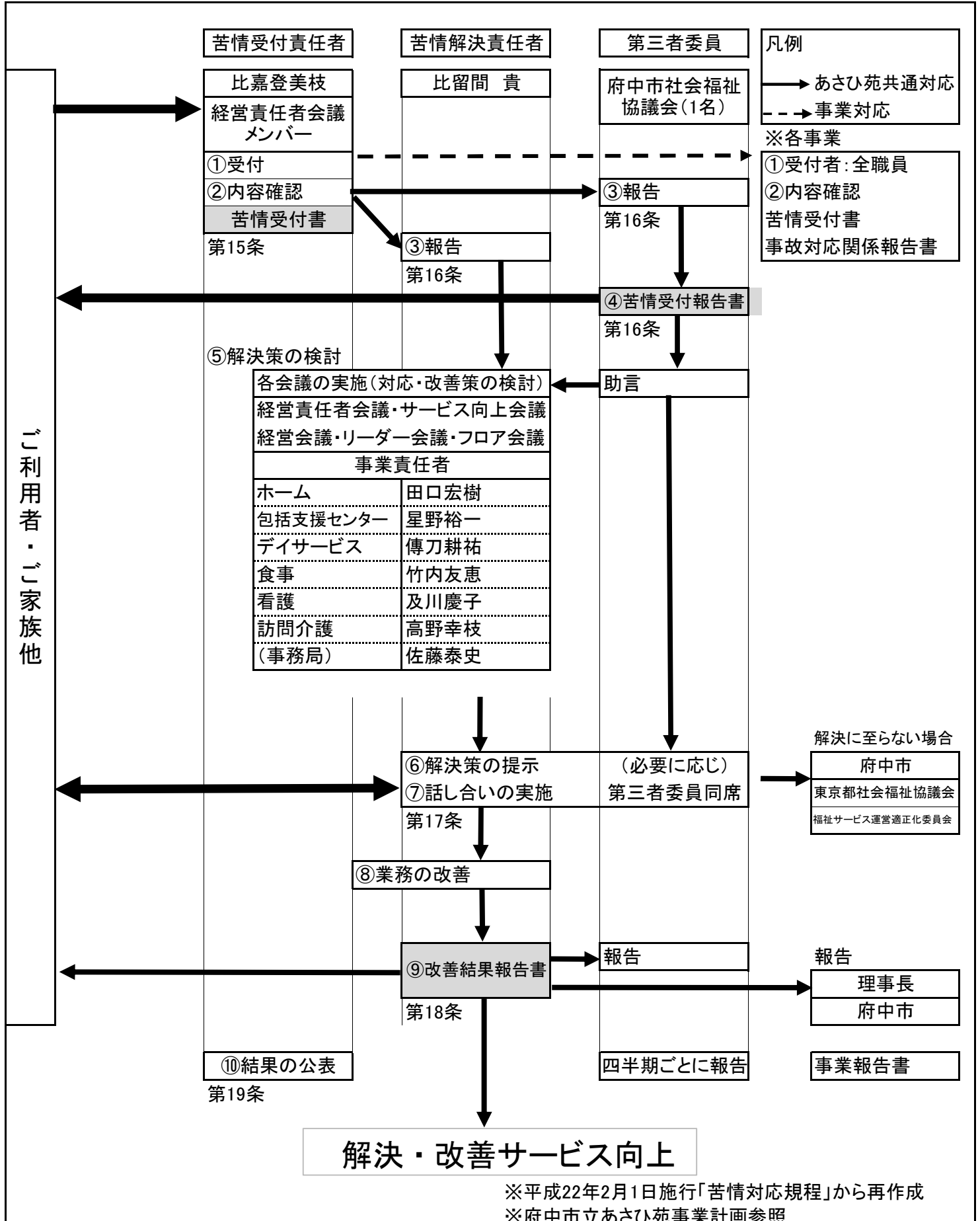


＜苦情対応者＞

苦情対応区分		名称・担当者名および連絡先
(1)	受付担当者	うらら多磨ホームヘルプサービス全職員
	事業責任者	うらら多磨ホームヘルプサービス 所在地：東京都府中市多磨町 2-56-2 電話番号：042-367-8803 ファックス：042-367-8803 事業責任者 高野 幸枝
(2)	第三者委員	府中市社会福祉協議会職員
(3)	自治体	府中市福祉保健部介護保険課・高齢者支援課 所在地：東京都府中市宮西町 2 丁目 2 4 電話番号：042-335-4031・042-335-4117 受付時間：月～金 9：00～17：00
	東京都国民健康保険団体連合会 （相談・苦情受付専用）	所在地：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号：03-6238-0177 受付時間：月～金 9：00～17：00 休日：土・日・祝日・年末年始
	東京都社会福祉協議会（福祉サービス運営適正化委員会）	所在地：東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階 電話番号：03-5283-7020 受付時間：月～金 9：00～17：00 休日：土・日・祝日・年末年始

【別紙4】訪問介護事業所苦情解決システム

あさひ苑・うらら多磨の苦情解決システム



【別紙 5】福祉サービス第三者評価実施状況

1. 福祉サービス第三者評価

中立的な第三者である評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みです。

利用者のサービスに対する意向等を把握する「利用者調査」と、評価者が事業所を訪問して、サービスの内容、組織のマネジメント力等を把握する「事業所評価」とを併せて実施します。

2. 福祉サービス第三者評価の目的

(1) 第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者へ情報提供することにより、サービス内容を利用者、家族に見えるものにする。

(2) 福祉サービスの質の向上に向けた事業所の取組を促す。

3. 福祉サービス第三者評価実施状況に関する事項

福祉サービス第三者評価実施有無	☒ 有 ・ ☐ 無
実施した直近の年月日	令和 6 年 8 月 23 日
実施した評価機関	一般社団法人 特養ホームマネジメント研究所
評価結果の開示状況	【とうきょう福祉ナビゲーション】から 検索することが可能です。 https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/

※評価機関につきましては2年ごとの変更としています。

※事業所と契約した評価機関より、アンケート等をサービスの利用している皆様に直接お送りしますのでご協力をお願いいたします。